

令和8年度 第3回 徳島県最低賃金専門部会 議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和8年8月6日（木） 午前9時30分～午前11時08分

場所 あわぎんホール5F 小ホール （徳島市藍場町2丁目14番地）

2 出席者

（公益委員） 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 三木委員 南委員

（使側委員） 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

- （1）段野部会長より専門部会委員に「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（本年6月29日の第1回本審にて配布、資料ファイル名「73中央審」）の抜粋が配布され、事務局より「昨年度は、多くの県において、法定3要素のデータによる地域の実態からは逸脱した金額での決着が見られ、また、発効日が地域間で最大で半年異なる結果となったことを受け、法定3要素のデータによる地域の実態を踏まえた金額、そして、原則として法定発効とし、地域間における発効日のばらつきを是正するとともに、（指定日発効とする場合は）県民に対して納得性の高い理由・根拠が説明できるようにすべきであるという、中央最低賃金審議会からのメッセージと考えている。」旨の事務局としての理解について説明が行われた。
- （2）事務局説明の後、段野部会長より「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」の抜粋から引用して「目安を大きく上回る場合には、法定3要素のデータに基づく十分な審議を行った上で、判断理由の説明が求められており、労使委員においても法定3要素に基づいた説明を求めたいこと。」「発効日を後ろ倒しする場合は、十分な理由の説明が必要となり、公益委員としては原則として法定発効を目指したいと考えていること。」旨の発言がなされた。
- （3）段野部会長の進行の下、徳島県最低賃金に係る金額審議が開始され、前回までの

審議において現行の最賃額1,046円に労側は「75円引き上げて1,121円とすべき。」との主張、使側は「56円引き上げて1,102円とすべき。」との主張で、双方の主張に隔たりがあり、持ち帰り検討いただき、継続審議との結論で終了していたことの確認が行われた。

(4) 労使委員より持ち帰って検討した結果について以下のとおり意見が述べられた。

労側委員

- 審議を進めるため、歩み寄りも必要と考え、労側委員全員で議論を尽くした結果をお伝えする。最低賃金は、そもそも最賃近傍で働く労働者の生活を守ることが目的であり、その最賃近傍にはパートタイムやアルバイトの労働者が多いのが実態である。徳島県のパートタイム労働者の去年と今年の募集賃金の下限額、それと消費者物価の前年上昇率を踏まえ、引上げ額を61円として提示する。
- 今回は、労働市場の実態を重視したもので、徳島県の地域の実態を基本としながら、物価上昇の鈍化や価格転嫁の遅れなどの使側委員主張の事情を踏まえて、総合的に整理した金額として妥当な水準が61円であると考えている。

徳島県では女性の管理職比率が高いと言われているものの、それでも女性全体の所定内給料額は全国40位であるということは、一部では女性活躍は進んでいる一方で、多くの女性が依然として低賃金の職種や賃金水準の低い環境で働いているということを示していると考えられる。最賃近傍で働く方には女性が多いという実態も踏まえると、最賃の引上げは女性の所得の向上を引き上げようという観点からも、目安を上回る引上げが重要だと感じている。

使側委員

- 使側としては、56円以上の金額は全く考えていない。

(5) 公労・公使の順で二者協議を行った後、協議結果について以下のとおり、意見が述べられる。

労側委員

- 労側としては、先ほど申し上げたとおり61円の引上げを求める。

61円を算出した根拠として、主要統計において、パートの募集賃金の下限額が去年より63円上昇しているデータが示され、一昨年の消費者物価指数の上昇率は3.4%、昨年が3.2%ということで、その差が0.2ポイントとなり、現在の最低賃金額にあては

めると2円相当と換算し、63円から2円を差し引いて61円と整理したものである。

使側委員

- 使側としては、最低賃金を審議する上で募集賃金については重視していない。
- 発効日に関して、昨年の発効日は今年の1月1日であったが、今年の発効日が法定発効で10月1日などになれば、実務的な準備期間が非常に短い。最低賃金が上がってきているので影響率も高く、最賃の対象者だけでなく、その少し上の賃金の労働者の底上げの就業規則の改定も含まれる。また、業務改善助成金を申請するに当たってはその準備も必要である。実務担当としては、何らかの激変緩和措置が必要ではないかと考えている。

労側委員

- 発効日に関して、経営者の方々には最賃の発効日は10月1日で経営計画を策定して人件費等の予算組みをしていただくということが原則だと思う。ただ、ここ2年前のような特別な事情があった場合には発効日が遅れることも考えられるが、それについては今後の協議次第と考えるが、10月1日発効を原則として考えていただきたい。

使側委員

- 数年前までは10月1日発効が当然と考えていたところであるが、法的には法定発効も指定日発効も同様に規定されているので、いずれが原則かより、協議の中で考えていきたい。

(6) その後、労使委員の求めにより、労使の二者協議を行った後、協議結果について以下のとおり、意見が述べられる。

労側委員

- 労使で協議を行いましたが、折り合いがつかず、61円を提示する。

使側委員

- 使側としても同じく、目安どおりで56円を提示する。
- 次回には公益委員の見解を示していただければありがたいと考えている。

労側委員

- 次回、もう一度、公益委員と二者協議を行うことを希望する。

4 次回開催

事務局より次回の審議日程に関して以下の日程とする伝達がなされた。

令和8年8月24日（月）、午前9時30分から第4回地賃専門部会

令和8年8月24日（月）、第4回地賃専門部会終了後に第5回本審

場所は、いずれも「あわぎんホール5階、会議室6」とする。

以上